

益子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

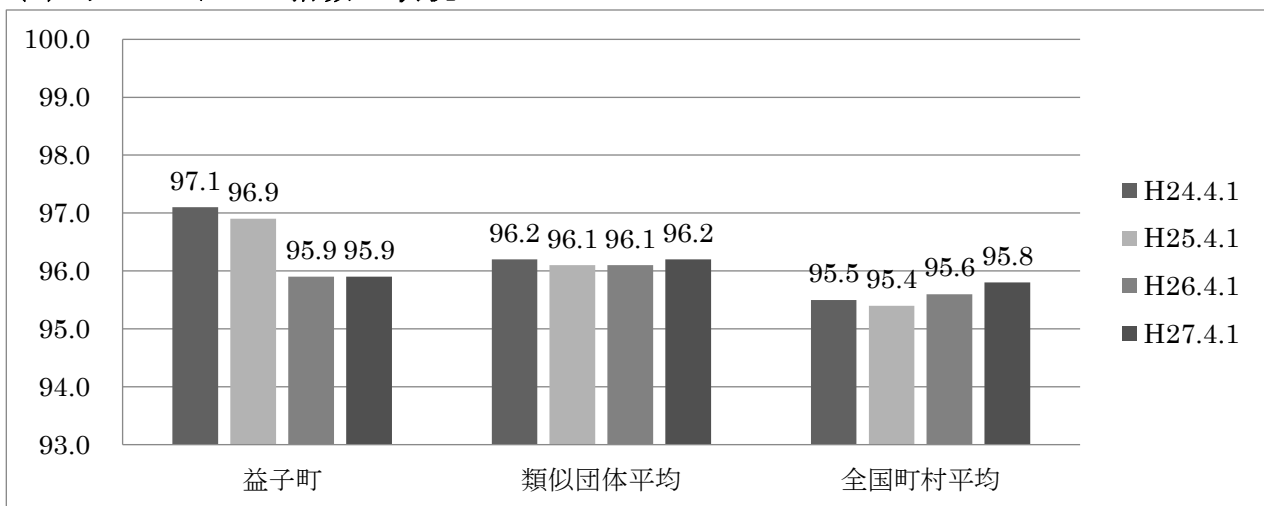
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 24,034	千円 7,859,673	千円 359,058	千円 1,261,258	% 16.0	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 132	千円 513,238 (476,955)	千円 71,032 (69,476)	千円 185,862 (179,798)	千円 770,132 (726,229)	千円 5,834 (5,502)	千円 5,440

- (注) 1 特別会計（公共下水道事業特別会計（2人）、農業集落排水事業特別会計（1人）、国民健康保険特別会計（5人）、後期高齢者医療特別会計（1人）および介護保険特別会計（7人）に係る職員数ならびに給与費は含まれていない。また、町長、副町長および教育長の給与費も含まれていない。
- 2 職員手当には退職手当を含まない。
- 3 「職員数」は平成26年4月1日現在の一般職員数（教育長は含まない）である。
- 4 「給与費」および「一人当たりの給与費」について、地方財政状況調査に基づくため一般職員ではない臨時職員（25人）の給与も含まれている。そのため、一般職員132人における「給与費」および「一人当たりの給与費」を（ ）書きとした。
- 5 「類似団体平均一人当たり給与費」とは、人口規模、産業構造が類似している団体の給与費を単純平均したものである。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を行っている。

① 月例給 国の給料表の改定と同様に増額改定（国の改定率：0.36%）

② 特別給（期末・勤勉手当） 4.10月→4.20月（国と同様）

（注）27年度は人事院勧告により27年4月1日にさかのぼって月例給及び特別給の増額改定があったため、改定後の数値を記載している。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）27年4月1日

（内容）一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均1.7%引下げ、1級の全号給及び2級の初号から12号給までは引下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における公民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。また、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の観点から5級及び6級にそれぞれ8号給の増設。

また、他の給料表（単純労務職）についても、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（27年4月1日実施）

(6) 特記事項

① 25年7月1日から26年3月31日までの間、国の要請を踏まえた減額措置の取組として、給料表及び職務の級ごとに、一般職では3～5級：4.80%、6級：6.95%、7級：8.24%減額措置を実施。（単純労務職においても実施。）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益子町	40.6歳	301,200円	329,888円	316,964円
栃木県	43.4歳	341,885円	418,911円	372,600円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	308,489円	370,041円	334,981円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
益子町	52.2 歳	9 人	303,000 円	318,711 円	310,600 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	56.5 歳	5人未満 人	315,900 円	323,766 円	320,233 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.62
うち自動車運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自家用自動車運転者	49.2 歳	226,000 円	*
うちその他	48.8 歳	5 人	291,600 円	307,860 円	298,800 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	51.7 歳	288 人	345,900 円	394,563 円	372,487 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.8 歳	12 人	275,799 円	293,077 円	284,774 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
益子町	5,038,732 円	— 円	—
うち用務員	5,006,492 円	2,774,400 円	1.80
うち自動車運転手	* 円	2,765,400 円	*
うちその他	4,943,120 円	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 「平均年齢」は、10進法による表記である。
- 4 技能労務職の表における注意点
①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(24～26年の3カ年の平均)。
②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
③年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額(A)および(B)を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 5 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1～2人の場合はアスタリスク(*)とし、3～4人の場合は「5人未満」として記載している(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	163,600円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	144,200円	—
	中学卒	131,500円	131,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,217 円	348,020 円	375,350 円	403,850 円
	高校卒	— 円	* 円	355,850 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

- (注) 1 近似のデータがない場合はハイフン(-)、該当者が1～2人となるデータについてはアスタリスク(*)としている。
- 2 一般行政職(大学卒)において「経験年数10年」の職員は経験年数9年～11年の平均値となっている。

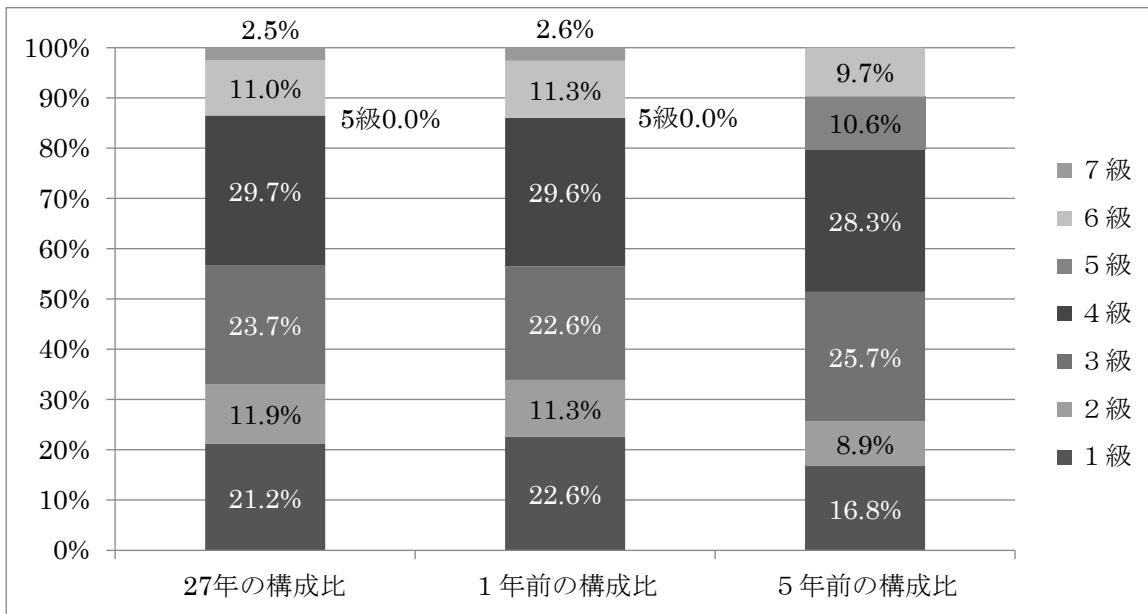
- 3 一般行政職（大学卒）において「経験年数20年」の職員は経験年数19年～21年の平均値となっている。
- 4 一般行政職（大学卒）において「経験年数25年」の職員は経験年数24年～26年の平均値となっている。
- 5 一般行政職（大学卒）において「経験年数30年」の職員は経験年数29年～31年の平均値となっている。
- 6 一般行政職（高校卒）において「経験年数25年」の職員は経験年数25年～26年の平均値となっている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	3人	2.5%	360,100円	442,600円
6級	課長・局長・主幹	13人	11.0%	315,800円	407,900円
5級	副主幹	0人	0.0%	285,000円	390,700円
4級	係長・主査	35人	29.7%	258,300円	378,700円
3級	主査・主任	28人	23.7%	223,900円	347,700円
2級	主任	14人	11.9%	187,700円	301,900円
1級	主事・技師・主事補・技師補	25人	21.2%	137,600円	244,900円

- (注) 1 益子町一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による、地方公務員給与実態調査でいうところの一般行政職員のための職員数である。
- 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員の能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用してきた。

平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定制度を平成20年度から運用開始した。

平成20年度については試行期間とし、昇給への反映は本格運用となる平成21年度評価から反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,269千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,646千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

益子町では、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成13年4月に「益子町職員勤務評定要綱」を定めた。職員的能力開発、指導育成、人事考課および昇給などに主眼をおき運用するとしてきたところから、勤勉手当には反映させていなかった。平成18年度の給与構造改革では昇給・勤勉手当に勤務実績を反映するよう求めているところから、これまでの勤務評定制度を発展させた新たな勤務評定への反映についてはさらに検討していく。

なお、懲戒処分またはその他の矯正措置を受けなかった職員の26年度における成績率は、6月は64.5/100、12月は79.5/100(勤務成績良好)と一律とした。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

益子町	国
(支給率) 自己都合 20.445月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分	(支給率) 自己都合 20.445月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 退職時特別昇給 なし	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 *千円	1人当たり平均支給額 *千円

(注) 退職手当の「1人当たり平均支給額」は、本来であれば26年度に退職した職員に支給された平均額を記載すべきところだが、当町における26年度の退職者は自己都合及び定年いずれも1～2名であったため、個人情報保護の観点から*としている。

(3) 地域手当(27年4月1日現在)

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に 対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	千円 0	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	千円 0	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員（現在は支給を凍結中）	税務事務	千円 0	1月 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	27,241 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	213 千円
支給実績（25年度決算）	21,273 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	168 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	○配偶者がいる場合 ・扶養親族である配偶者 13,000円 ・子、父母など 扶養親族1人につき 6,500円 ○配偶者がいない場合 ・扶養親族1人目 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同じ	—	千円 14,030	円 212,572
住居手当	○借家の場合 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000超～55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同じ	—	千円 3,784	円 252,267
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000～21,000円 など	異なる	距離区分	千円 8,967	円 71,163
管理職手当	管理職員(部長・課長級)に対し支給(平成19年度から定額支給とし、当分の間、支給額を抑制) ・部長:72,700円 → 54,000円 ・課長:49,900円 → 27,000円 ・主幹:39,700円 → 21,800円	異なる	職の区分及び支給率	千円 6,407	円 376,888

管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 6,000～7,000円	同じ	—	千円 0	円 0
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円(年末年始 8,400円)	同じ	—	千円 1,304	円 10,188

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町 長	727,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長	591,000 円	885,000 円 / 610,300 円
報酬	議 長	350,000 円	420,000 円 / 288,000 円
	副 議 長	290,000 円	343,000 円 / 200,000 円
	議 員	255,000 円	318,000 円 / 180,000 円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)	
	副町長	3.10月分	
退職手当	議 長	(26年度支給割合)	
	副 議 長	3.10月分	
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×42/100	14,656,320 円
	備 考	給料月額×在職月数×25/100	7,092,000 円
			(支給時期) 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

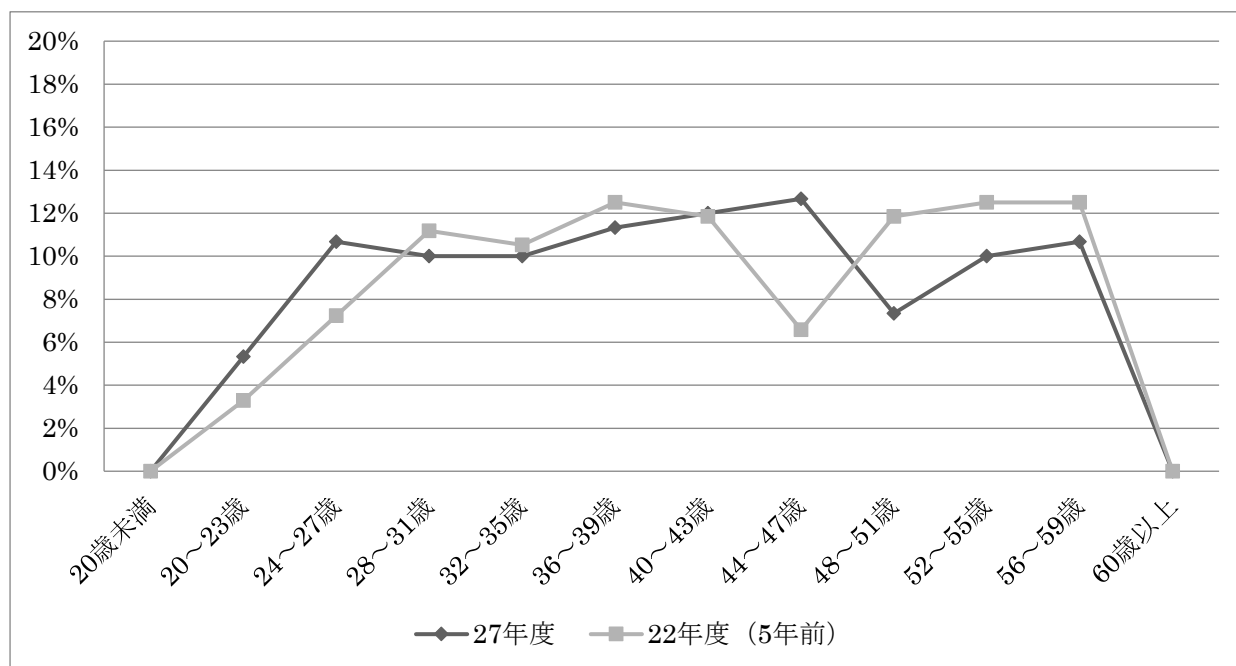
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成26年		
普 通 会 行 計 部 門	議 会	2	2	0	庁舎の老朽化に伴う管理業務増及び育児休業者を総務課付けとして配置 育児休業者の業務を正職員で対応
	一 般 行 政 部 門	30	28	2	
	税 務	13	12	1	
	農 林 水 産	13	13	0	
	商 工	12	12	0	
	土 木	9	10	▲1	
	民 生	14	15	▲1	
	衛 生	15	14	1	
	計	108	106	2	
	教 育 部 門	27	26	1	
小 計	135	132	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.44 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.09 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	下 水 道	3	3	0	地域包括支援センター退職職員の不補充
	そ の 他	12	13	▲1	
	小 計	15	16	▲1	
合 計		150	148	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.72 人
		[205]	[205]	[0]	

(注) 1 []内は、益子町職員定数条例における定数の合計である。

2 「人口1万人当たりの職員数」の基礎となる人口は、27年1月1日現在の住民基本台帳人口(24,304人)である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）

	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	8	16	15	15	17	18	19	11	15	16	0	150



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		103	106	106	109	106	108	5(4.9%)
上記以外の普通会計		34	32	28	26	26	27	▲7(▲20.6%)
公営企業等会計		16	16	17	16	16	15	▲1(▲6.3%)
総合計		153	154	151	151	148	150	▲3(▲2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数で、25年までは教育長を含む。